



情熱がある限り、現役。

求む、あなたの情熱と経験！

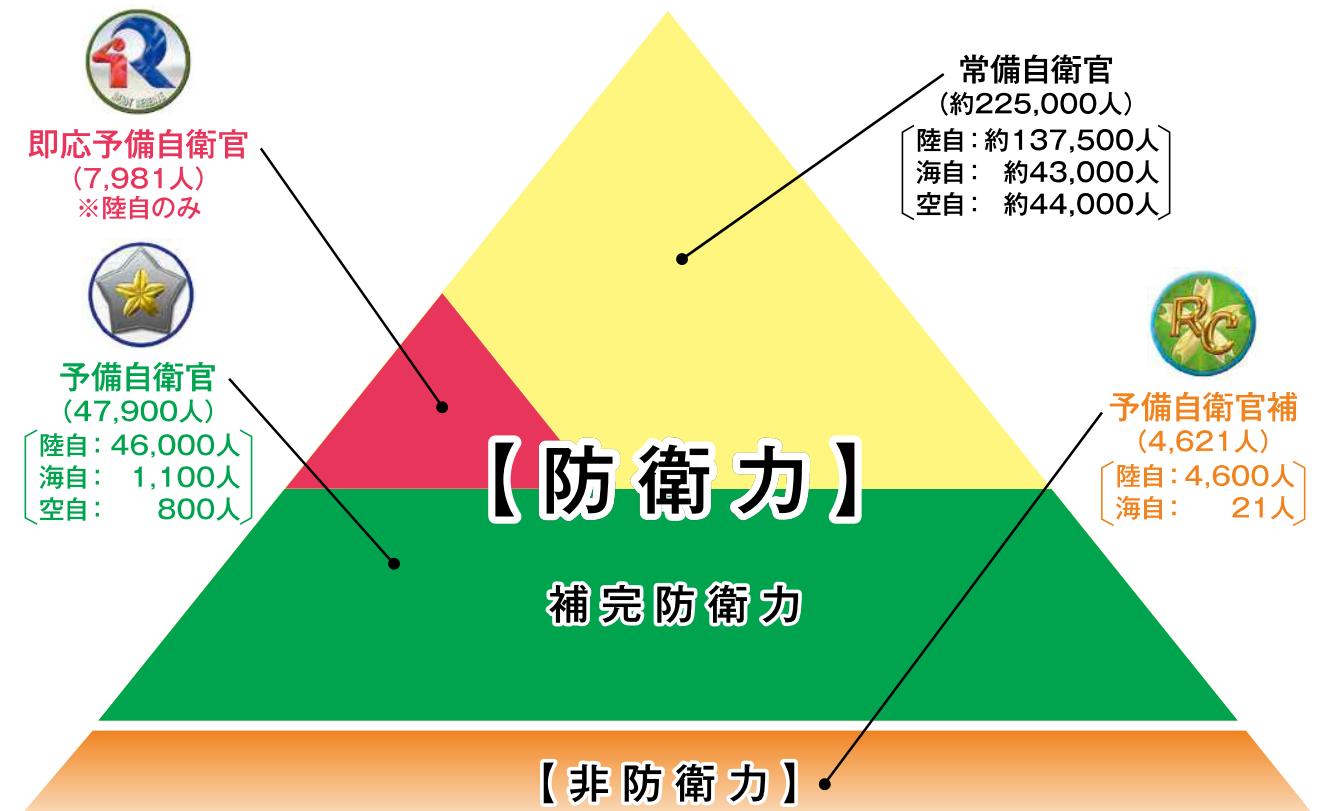
JAPAN SELF- DEFENSE FORCE  
**RESERVE**



# はじめに

わが国の予備自衛官制度は、1954年(昭和29年)7月1日に  
陸上自衛隊発足と共に創設  
(海上自衛隊は昭和45年、航空自衛隊は昭和61年にそれぞれ制度導入)され、  
2014年(平成26年)に60周年を迎えました。その間、1997年度(平成9年度)には  
即応予備自衛官制度、2001年度(平成13年度)には  
予備自衛官補制度(海上自衛隊についても平成28年度に制度導入)  
(以下3つの制度を総称して「予備自衛官等制度」と呼びます。)が導入され、  
皆様の深いご理解・ご協力をいただきながら、発展してきました。  
将来を見据え、予備自衛官等制度の改善を図り、  
国民の皆様の期待と信頼に応えて参ります。

## 防衛力上の位置付け



# わが国を防衛するための予備自衛官等制度

国家の緊急事態に当たっては、大きな防衛力が必要です。しかし、その防衛力を日頃から保持することは効率的ではありません。このため、普段は、必要最小限の防衛力で対応し、いざという時に急速に集める事ができる予備の防衛力が必要となります。多くの国でも、いざという時に急速に戦力を増強するシステムを取り入れています。

わが国においては、これに相当するものとして、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の3制度を設けています。

	予備自衛官 	即応予備自衛官 	予備自衛官補 
導入年度	昭和29年度	平成9年度	平成13年度
有事の際の役割	第一線部隊が出動した時に、駐屯地の警備や後方支援等の任務に就きます。	第一線部隊等の一員として、現職自衛官とともに任務に就きます。	
招集区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防衛招集</li> <li>● 国民保護等招集</li> <li>● 災害招集</li> <li>● 訓練招集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防衛招集</li> <li>● 国民保護等招集</li> <li>● 治安招集</li> <li>● 災害等招集</li> <li>● 訓練招集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育訓練招集</li> </ul>
平時における(教育)訓練日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5日間／年 (3日間と2日間に分割可能)</li> </ul> <p>※方面総監が特に必要と認める場合、6日間以上の訓練に参加可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30日(2日間～4日間程度の訓練を複数回)／年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予備自衛官補(一般) 50日間／3年以内</li> <li>・ 予備自衛官補(技能) 10日間／2年以内</li> </ul> <p>※1回5日間</p>
員数	<b>47,900人</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">           〔陸自：46,000人 海自：1,100人 空自：800人〕         </div>	<b>7,981人</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">           (陸自のみ)         </div>	<b>4,621人</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">           〔陸自：4,600人 海自：21人〕         </div>
待遇等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予備自衛官手当 4,000円／月</li> <li>● 訓練招集手当 8,100円／日</li> </ul> <p>※手当は課税対象になります。 ※公募予備自衛官から即応予備自衛官任用への基本特技取得のための訓練招集手当は日額：8,300円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 即応予備自衛官手当 16,000円／月</li> <li>● 訓練招集手当 14,200円～ 10,400円／日</li> <li>● 勤続報奨金 120,000円／1任期(3年)</li> </ul> <p>※手当は課税対象になります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育訓練招集手当 8,500円／日</li> </ul> <p>※手当は課税対象になります。 ※令和2年度以降の高卒程度の新試験合格者が対象となります。 ※令和元年度以前の試験合格者は7,900円／日となります。</p>
雇用企業給付金		<b>42,500円／月・人</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">           (年額：510,000円)         </div> <p>※給付金は課税対象になります。</p>	
任用(採用)までの流れ	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>元自衛官</span> <span>予備自衛官補</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <span>選考</span> <span>教育訓練</span> </div> <div style="text-align: center; background-color: #008000; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> <b>予備自衛官</b> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>元自衛官</span> <span>★予備自衛官</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <span>選考</span> <span>選考</span> </div> <div style="text-align: center; background-color: #ff0000; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> <b>即応予備自衛官</b> </div>	主として自衛官未経験者 <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <span>志願試験</span> </div> <div style="text-align: center; background-color: #ff8c00; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> <b>予備自衛官補</b> </div>
近年の予備自衛官即応予備自衛官の災害派遣招集実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和元年東日本台風(台風19号)(R1)</li> <li>● 新型コロナウイルスの感染拡大防止(R2)</li> <li>● 令和2年(2020年)7月豪雨(R2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年7月豪雨(H30)</li> <li>● 北海道胆振東部地震(H30)</li> <li>● 令和元年東日本台風(台風19号)(R1)</li> <li>● 令和2年(2020年)7月豪雨(R2)</li> </ul>	

★予備自衛官：元自衛官(勤務期間1年以上の者)及び予備自衛官補(一般)を修了した者から任用。



# 予備自衛官制度

About SDF Reserve

## 1 予備自衛官とは

防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令を受けて自衛官となり、第一線の部隊が出動した後の駐屯地の警備、後方支援、第一線部隊の補充等、避難住民の救援・誘導等、災害救助活動の任務にあたります。

普段は…



民間人としてそれぞれの職業に従事し、  
企業などの一員として勤務しつつ、年間5日間の  
訓練に参加します。



いざという時は…



自衛官としてわが国の防衛等に貢献します。  
また災害招集等で地域社会に貢献します。

防衛招集  
国民保護等招集  
災害招集

## 2 予備自衛官の待遇

### 手当総額 88,500円／年

※常備自衛官から退職後、1年未満で任用された場合、任用1年目は、1日間訓練参加で56,100円支給されます。

予備自衛官手当

月額: 4,000円

2、5、8、11月の3ヶ月毎に支給されます。  
ただし、正当な理由のない訓練不出頭の場合、  
手当の支給は停止されます。

訓練招集手当

日額: 8,100円

年間5日間訓練に出頭すると  
40,500円 支給されます。

※手当は課税対象になります。

※公募予備自衛官から即応予備自衛官任用への基本特技取得のための訓練招集手当は日額: 8,300円

#### 募集旅費・被服及び食事

招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための  
往復旅費及び食事が支給されます。

#### 災害補償

公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の  
災害補償は、自衛官と同様に実施されます。

### 3 予備自衛官の応募資格等

応募資格	対象者	●自衛官として1年以上勤務した者(自衛官候補生の期間を含む)で、採用時にそれぞれの階級に応ずる年齢未満の者。(海上自衛官、航空自衛官からでも陸上予備自衛官へ志願可能) ●職種により一部の自衛官は、採用年齢が異なります。(音楽科、警務科等)																				
		退職時階級	1佐	2佐	3佐	1尉	2尉	3尉	准尉	曹長	1曹	2曹	3曹									
	採用時の年齢	59歳未満	58歳未満	57歳未満						56歳未満	55歳未満											
採用		●本人の志願に基づき、選考により採用します。 ●採用時に階級、職種、特技及び訓練招集部隊が指定されます。 ●採用者には、採用決定次第、本人に採用通知(辞令書の交付)をします。																				
身分		非常勤の自衛官(非常勤の特別職国家公務員)です。																				
任用期間		1任期:3年(継続任用も可能です)上限年齢:最終継続任用は62歳未満																				

### 4 日程調整の一例

年間複数回設定された訓練から、勤務の状況等により都合の良い時期を選んで出頭することが可能です。

#### › 雇用企業等



招集予定時期等の  
問合せ

訓練招集出頭  
協力要請

※予備自衛官などの  
依頼を受け、  
必要に応じて要請

#### › 自衛隊地方協力本部



訓練出頭の調整  
休暇申請・許可

訓練出頭  
可能時期の調整

訓練招集日程等の  
調整及び訓練出頭  
状況の確認

#### › 予備自衛官



訓練招集  
命令書の交付

指定の日時に  
出頭

#### › 訓練招集部隊



## 5 5日間訓練の一例

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
出頭 被服等交付 着隊式 健康診断 等	野外衛生 体育訓練 基本教練 等	武器訓練 ・射撃予習 ・射撃検定	特技に応じた 職務訓練	精神教育 ・防衛講話 ・制度教育 表彰、離隊式
●出頭	●野外衛生	●射撃予習	●警備訓練	●永年勤続者表彰
●着隊式	●体育訓練	●射撃検定	●救急法	●離隊式

**予備自衛官の訓練日程のポイント**

- 訓練は5日間連続で出頭することが望ましいですが、仕事の都合等やむを得ない場合は、2回に分割して出頭することができます。
- 訓練は主として土、日曜日を含む日程で設定されます。

## 6 1日間訓練

自衛隊を退職して1年未満で採用された場合は、初年度出頭は各地方協力本部等で実施する『1日間訓練』のみです。仕事や職場環境に慣れる時間を十分に取り、次年度以降の『5日間訓練』出頭に向けて準備できます。



●制度説明

## 7 特別な招集訓練

従来の5日間訓練のほか、特別な招集訓練の枠組みを導入しており、常備部隊が実施する方面隊実動演習等への参加が可能となっています。



●陸上自衛隊演習

## 8 予備自衛官の声



### About SDF Reserve

#### 「予備自衛官として」

自衛隊旭川地方協力本部 予備3等陸尉

尾崎 史朗

今年も予備自衛官招集訓練の封書が届き、いつものように訓練日程等を確認してから職場の上司との調整を終えて、訓練招集予定の書類を提出しました。早いもので定年退官してから6年、任期は3任期を迎えました。現職自衛官の時と比べると健康管理、体力面において、計画的な健康管理や体力鍛成の意識が低下しているのも事実ですし、年々、体力の衰えを自覚しているものなかなか体力鍛成が出来ないのが現状です。しかし、予備自衛官である以上、いざという時に「役に立つ」自衛官でありたいと思っております。今後は少しの時間でも努めて体力鍛成を実施しようと思います。

数年前は、自衛官の募集に関わり1名の入隊者を獲得し地方協力本部長からの表彰を受けました。またこのコロナ禍に負けず現職自衛官、予備自衛官も互いに元気に良い訓練が実施できることを心から願いつつ次回の招集訓練を目指し精進していきたいと思います。

### About SDF Reserve

#### 「令和3年度陸上自衛隊演習における出動整備訓練に参加して」



自衛隊香川地方協力本部 予備陸士長

池田 早紀



10月11日～12日までの2日間、善通寺駐屯地で実施された令和3年度陸上自衛隊演習における出動整備訓練に参加させていただきました。今回は、密着取材を受けながらの参加ということもあり、いつもの招集訓練よりさらに緊張しての参加でしたが、予備自衛官の制度について、たくさんの方に知ってもらうお手伝いが出来たことを嬉しく思います。

訓練に参加し、全国のたくさんの自衛隊員、予備自衛官の方々が日本を守るために日々活動をされていることを再確認し、胸が熱くなると同時に、私も日々精進しなければいけないと強く思いました。

お忙しい業務の中、私達の指導にあたってくださった富士学校及び体育学校の皆様をはじめ、善通寺駐屯地の隊員の皆様には心から感謝申し上げます。また、快く訓練に送り出してくれた職場の皆様、予備自衛官であることを応援してくれている家族にも感謝の気持ちでいっぱいです。

## 9 予備自衛官雇用企業主様の声



### About SDF Reserve

#### 「社会貢献を担う企業として」

株式会社セノン 東京第一支社 支社長

大村 憲司 様

弊社は、1969年の創業以来、「誠実」「厳正」「協和」を社是として、信頼される警備のプロフェッショナルを目指してまいりました。現在は、常駐警備業務、機械警備業務をはじめ空港警備業務、車両運行管理業務等の総合安全サービス企業として事業を展開しております。その中で当支社は東京を拠点として、社員450名中、即応予備自衛官1名、予備自衛官5名が在籍しており、日々業務に精進しております。

近年日本では、大規模地震の発生や地球温暖化の影響に伴う集中豪雨が年々増加する傾向にあり、全国のいつどこで自然災害が発生してもおかしくない状況です。弊社は、即応予備自衛官の意味役割を十分に理解し、有事の際には積極的に協力するとともに、予備自衛官の採用も積極的に行ってまいります。

今後も予備自衛官制度の普及促進、雇用拡大を応援し、社会貢献を果たせる企業の一翼を担っていく所存であります。



# 海上自衛隊の予備自衛官制度

## 1 招集訓練風景



●受付



●着隊式



●身体検査



●体力測定



●銃分解結合



●離隊式

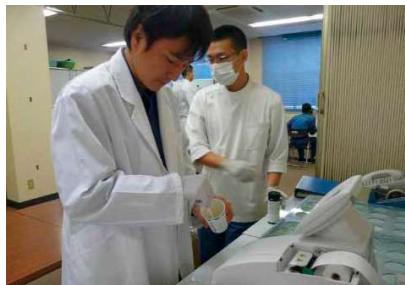
## 2 実効性確保のための取組み

### 事前配置指定

予備自衛官への採用時、現役当時の特技等を考慮したうえで、招集時等の配置をあらかじめ指定しています。

### 配置訓練

事前配置指定に基づいて、招集訓練時に配置ごとの個別訓練を実施することで、災害招集時等の実効性向上を図っています。



●配置訓練(衛生員)



●配置訓練(船舶運航員)



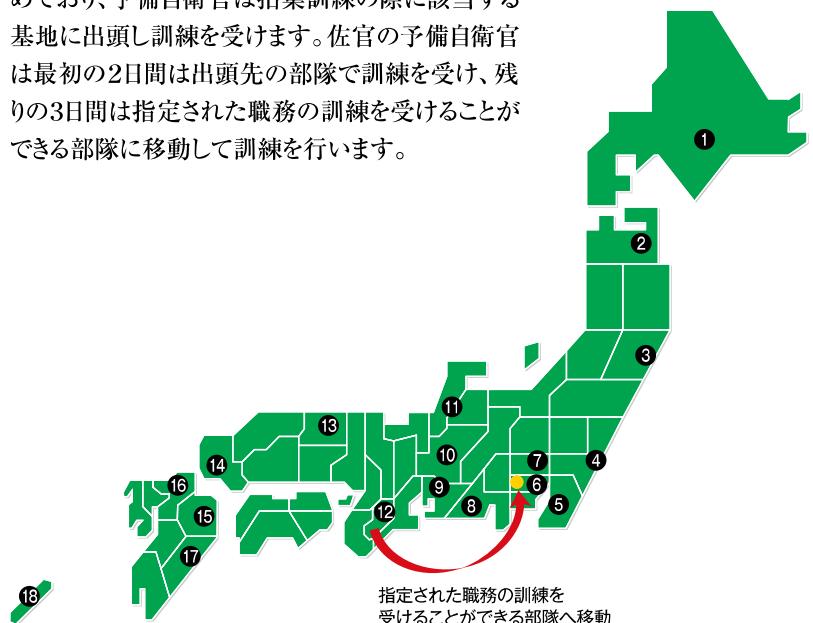
●配置訓練(警備員)



# 航空自衛隊の予備自衛官制度

## 1 空自の訓練招集部隊等

航空自衛隊では都道府県ごとに担当する基地を決めており、予備自衛官は招集訓練の際に該当する基地に出頭し訓練を受けます。佐官の予備自衛官は最初の2日間は出頭先の部隊で訓練を受け、残りの3日間は指定された職務の訓練を受けることができる部隊に移動して訓練を行います。



NO	空自基地	担当区域
①	千歳	北海道
②	三沢	青森県、岩手県、秋田県
③	松島	宮城県、山形県、福島県
④	百里	茨城県、栃木県
⑤	木更津	千葉県
⑥	府中	東京都、神奈川県
⑦	入間	群馬県、埼玉県
⑧	浜松	山梨県、長野県、静岡県
⑨	小牧	愛知県、三重県、滋賀県
⑩	岐阜	岐阜県
⑪	小松	新潟県、富山県、石川県、福井県
⑫	奈良	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
⑬	美保	鳥取県、島根県、岡山県、広島県
⑭	防府北	山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
⑮	筑城	大分県
⑯	春日	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県
⑰	新田原	宮崎県、鹿児島県
⑱	那覇	沖縄県

## 2 雇用企業主様を対象とした部隊研修

予備自衛官の招集訓練に合わせて、年に数回、雇用主様を招へいし、訓練風景を視察いただいています。

雇用主様からは「規律や安心安全への考えがしっかりとしており、組織として学ぶべきところが多い。」等とお言葉をいただいています。



## 3 訓練招集の風景

訓練招集に応じた予備自衛官は、武器の分解結合訓練や消火訓練等を行います。

予備自衛官は、基地警備・車両輸送・給養等の基地機能の維持に従事する他、看護師や薬剤師の資格を保有している場合は、そのスキルを生かした業務に従事します。





# 即応予備自衛官制度

About SDF Ready Reserve

## 1 即応予備自衛官とは

防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令を受けて自衛官となり、あらかじめ指定された部隊において、常備自衛官と同様の任務にあたります。

普段は…



民間人としてそれぞれの職業に従事し、企業などの一員として勤務しつつ、年間30日間の訓練に参加します。



いざという時は…



速やかに出頭し、自衛官としてわが国の防衛等に貢献します。また災害救援等で地域社会に貢献します。

防衛招集  
国民保護等招集  
治安招集  
災害等招集

## 2 即応予備自衛官の待遇

### 手当総額 約50万~60万円／年

即応予備自衛官手当

月額: 16,000円

2、5、8、11月の3ヶ月毎に支給。ただし正当な理由のない訓練不出頭の場合、手当の支給は停止されます。

勤続報奨金

1任期: 120,000円

1任期(3年)を良好な成績で勤務すると、勤続報奨金として120,000円が支給されます。

訓練招集手当

階級	日当	階級	日当
2等陸尉	14,200円	2等陸曹	12,600円
3等陸尉	13,700円	3等陸曹	11,300円
准陸尉、陸曹長及び1等陸曹	13,200円	陸士長及び1等陸士	10,400円

※手当は課税対象になります。

募集旅費、被服及び食事

招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための往復旅費及び食事が支給されます。

災害補償

公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の災害補償は、自衛官と同様に実施されます。

### 3 即応予備自衛官の応募資格等

応募資格	対象者	自衛官としての勤務期間が1年以上の者(自衛官候補生の期間を含む。)で退職後1年未満の元陸上自衛官又は陸上自衛隊の予備自衛官で採用されている者。かつ、採用時にそれぞれの階級に応ずる年齢未満の者。※予備自衛官補(一般)から予備自衛官に任用された者で所定の教育訓練により基本特技を修得した者を含む。												
		退職時階級	2尉	3尉	准尉	曹長	1曹	2曹	3曹	士長	1士			
	採用時の年齢	52歳未満					51歳未満		50歳未満					
採用		<ul style="list-style-type: none"><li>●本人の志願に基づき、選考により採用します。</li><li>●採用時に階級、職種、特技及び自衛官となって勤務する部隊が指定されます。</li><li>●採用者には、採用決定次第、本人に採用通知(辞令書の交付)をします。</li></ul>												
身分		非常勤の自衛官(非常勤の特別職国家公務員)です。												
任用期間		1任期:3年(継続任用も可能です。) 上限年齢:最終継続任用は、2尉~1曹 52歳未満、2曹~3曹 51歳未満、士長~1士 50歳未満												

### 4 訓練日程等の調整要領

#### ▶雇用企業等



招集予定期等の  
問合せ  
↔  
制度広報、  
給付金支給手續等

訓練出頭の調整  
休暇申請・許可

訓練招集中に応じることが  
できない場合の  
申し出書等

#### ▶自衛隊地方協力本部



出頭状況確認

#### ▶即応予備自衛官



訓練出頭可能時期の調整  
↔  
訓練招集命令書の交付  
→  
指定日時に出頭

#### ▶指定部隊



#### 即応予備自衛官の訓練日程調整等のポイント

- 年度及び3ヶ月毎の訓練計画を早期に通知し、事前に調整します。
- 企業等の勤務態勢や急な業務の都合に、できる限り対応しています。

## 5 招集訓練の一例

個人としての訓練(各個訓練)			部隊としての訓練(部隊訓練)		
<b>Aタイプ</b> 精神教育 特殊武器防護 等 <b>2日間</b>	<b>Bタイプ</b> 格闘訓練 小火器射撃 体力検定 等 <b>2日間×3回</b>	<b>Cタイプ</b> 特技訓練 等 <b>2日間×4回</b>	<b>Dタイプ</b> 班レベルの 部隊訓練 <b>4日間×1回</b>	<b>Eタイプ</b> 小隊レベルの 部隊訓練 <b>3日間×2回</b>	<b>Fタイプ</b> 中隊レベルの 部隊訓練 <b>4日間×1回</b>
 ●訓練開始式	 ●射撃訓練	 ●空輸訓練	 ●対空戦闘訓練	 ●迫撃砲訓練	 ●積載訓練
 ●精神教育	 ●格闘訓練	 ●砲手訓練	 ●燃料交付	 ●小火器戦闘射撃	 ●中隊検閲
<b>即応予備自衛官の招集訓練のポイント</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 訓練は主として土、日曜を中心と設定されます。</li> <li>■ 複数の訓練パターンから選択できます。</li> </ul>					

## 6 訓練日程の一例

### ○即応予備自衛官(派遣業・女性・土日休業日)の訓練スケジュール

休業日と休暇を 活用した出頭	訓練日数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	訓練タイプ	A		C1		B2		E2			C4
訓練参加日	4月20日	4月21日	5月18日	5月19日	6月8日	6月9日	8月22日	8月23日	8月24日	8月31日	
曜日	土	日	土	日	土	日	木	金	土	土	
訓練日数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
訓練タイプ	C4	B3		C2		B1		E1			
訓練参加日	9月1日	9月14日	9月15日	10月26日	10月27日	11月16日	11月17日	11月22日	11月23日	11月24日	
曜日	日	土	日	土	日	土	日	金	土	日	
訓練日数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
訓練タイプ	C3		D				F				
訓練参加日	12月7日	12月8日	1月23日	1月24日	1月25日	1月26日	2月21日	2月22日	2月23日	2月24日	
曜日	土	日	木	金	土	日	金	土	日	月(祝)	



## 7 即応予備自衛官雇用企業様の声

About SDF Ready Reserve

### 「即応予備自衛官を雇用して」

三喜工業株式会社  
代表取締役

菊池 英喜 様



弊社は、平成23年より北海道札幌市西区八軒に本社を置き、土木工事、冬季は除雪業務を行っており、今年で創業10年目を迎えました。社員は現在34名で、創業以来、お客様の信頼と満足の確保を優先させ、一貫して「真心のある施工」をモットーに事業活動を展開しております。

弊社では現在、土木作業員として4名の即応予備自衛官が在籍しております。以前、自衛官として活躍していた社員も複数名おり、土木作業員や重機運転手、現場代理人として現在も弊社で活躍しています。土木作業を行う現場では、危険を伴う作業や場面が多くありますが、訓練で培われた体力や精神面、経験を活かして業務に励んでおります。有事に備え、訓練を行い一つの仕事に励むという事は、決して簡単な事ではないと思います。社業と訓練を両立する姿を見ていて、大変誇りに思います。

弊社は、今後も即応予備自衛官の雇用を通して、社会に貢献していきたい所存であります。

## 8 即応予備自衛官の声

About SDF Ready Reserve

### 「志願お待ちしております」

第38普通科連隊  
即応予備3等陸曹

後藤 侑毅



任期満了退職して早5年が過ぎ、退職後も自衛隊及び社会に貢献したいという思いと、原隊で培った特技を生かし活躍したいという思いから即応予備自衛官を志願し、第38普通科連隊に配置になりました。

最初のころは仕事と招集訓練の両立に不安がありましたが、幸い職場の皆様の理解と協力及び第38普通科連隊の皆様方のご指導により不安もなく招集訓練に参加できていると感じています。令和元年台風19号被害による災害派遣時には職場の先輩から「頑張って来い」と声をかけていただき、延べ19日間、不明者の捜索や支援物資の輸送、被災地の復旧に全力を尽くし、任務を全うすることができました。

即応予備自衛官になって一番印象に残っている点は、即応予備自隊員は多種多様な本業を持ち、原隊も普通科以外の職種隊員が多数所属していることから彼らと交流することで見聞が広がり、自らの成長ができたのではないかと思えることです。皆良き理解者であり、今では招集訓練がとても楽しみです。

今後も周囲の方々への感謝の気持ちを忘れず、日々の仕事と出頭訓練の両立に精進してまいります。

最後に、任期制隊員及び公募予備自衛官の皆様との新たな出会いを期待し、即応予備自衛官への志願をお待ちしております。

## ◇任期満了退職される方へ◇

### 「任期制自衛官退職時進学支援給付金」制度

自衛隊では、**任期制自衛官**として任期満了まで勤務し、国内の大学に進学した方で、大学在学中に予備自衛官または即応予備自衛官に任用されている場合、一定額の給付金を支給する新たな制度です。

**【進学支援  
給付金】 年額 24万円 (即応予備自衛官に任用された場合)**  
**【年額 4万円 (予備自衛官に任用された場合)**

\*支給額については、任期満了退職後、予備自衛官または即応予備自衛官のいずれに任用されるかによって異なります。



▶進学支援給付金の支給を受けるための条件 「進学支援給付金」を受け取るためには、下記の3つを満たすことが必要です。

- 任期制自衛官であって、**任期満了した日に退職**していること
- 予備自衛官**または**即応予備自衛官**として**任用**されていること
- 学校教育法に規定する**大学の学部に在学**していること(大学院、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、夜間部・通信制の大学を除く。)

\*上記要件を満たさなくなったら場合、給付金の全部又は一部の返納が必要となります。



# 予備自衛官補制度

About SDF Reserve Candidate

## 1 予備自衛官補とは

予備自衛官補制度とは、主として自衛官未経験者を予備自衛官補(一般・技能)として採用し、所定の教育訓練を経た後、予備自衛官として任用する制度です。

### 予備自衛官補制度のポイント

- 予備自衛官補の期間中は、教育訓練招集に応じる義務のみを有します。防衛招集や災害招集などに応じる義務はありません。
- 一般(駐屯地の警備や後方支援等の任務を実施する予備自衛官になるコース)と  
技能(医療従事者、語学要員等の予備自衛官になるコース)があります。
- 教育訓練のすべてを修了すると、予備自衛官に任用され、階級(一般:2等陸士、技能:2等陸佐~3等陸曹)が指定されます。

## 2 予備自衛官補から予備自衛官へ

予備自衛官補  
になるには



志願票提出後、各地で実施される採用試験を受験します。

予備自衛官補に採用されると…



一般は3年内に50日、技能は2年内に10日間の教育訓練に参加し、必要な知識・技能を修得します。

教育訓練を修了すると…



予備自衛官として、年間5日間の招集訓練に参加する他、いざという時は自衛官として国防等の任務に就きます。

## 3 予備自衛官補の待遇

### 教育訓練招集手当

**日額:8,500円**

教育訓練に応じると手当が支給されます。

### 支給総額

**一般…425,000円／3年**

**技能…85,000円／2年**

※手当は課税対象になります。

※令和2年度以降の高卒程度の新試験合格者が対象となります。

※令和元年度以前の試験合格者は7,900円／日となります。

### 招集旅費・被服及び食事

招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための往復旅費及び食事が支給されます。

### 災害補償

公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の災害補償は、自衛官と同様に実施されます。

## 4 予備自衛官補の採用資格等

予備自衛官補の採用資格等	
一般	18歳以上34歳未満
技能	18歳以上で、保有する技能に応じ53~55歳未満

詳しくは  
こちら

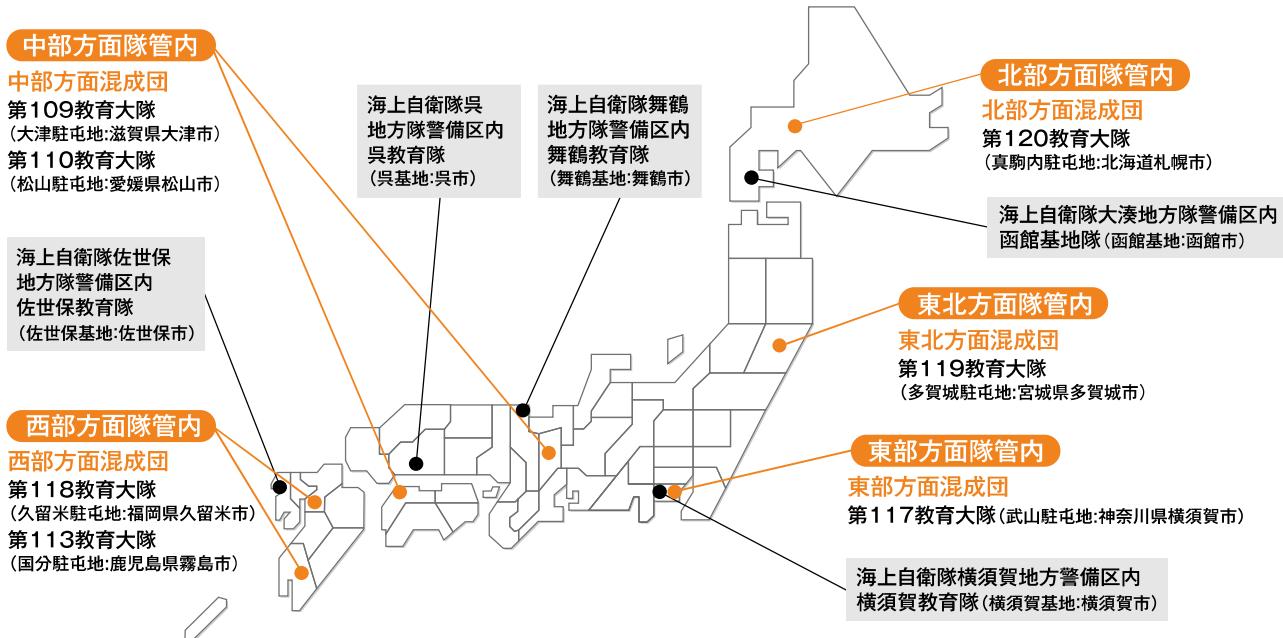


採用予定の技能資格	
技能区分	技能の資格
衛生	医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師、救急救命士(准看護師の資格を併せて保有する者)、栄養士、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士
語学	英語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語、フランス語、ポルトガル語、スペイン語
整備	1級大型又は小型自動車整備士、1級又は2級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士
システム防護 (サイバー)	CISSP、SSCP、情報処理安全確保支援士、CSSLP、CompTIA等
情報処理	システムアナリスト、プロジェクトマネージャー、テクニカルエンジニア等
通信	総合無線通信士、陸上無線技術士、第1種工事担任者等
電気	第1種、第2種又は第3種電気主任技術者
建設	1級又は2級建築士、測量士、測量士補、1級又は2級建設機械施工技士、木造建築士、1級又は2級建築施工管理技士、1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級管工事施工管理技士
放射線管理	第1種又は第2種放射線取扱主任者
法務	弁護士、司法書士
人事	遺体衛生保全士(エンバーマー)、納棺師、保育士
海上自衛隊 予備自衛官補 (技能)	1級海技士(航海)、1級海技士(機関)、2級海技士(航海)、2級海技士(機関)、3級海技士(航海)、3級海技士(機関)、4級海技士(航海)、4級海技士(機関)、5級海技士(航海)、5級海技士(機関)

試験種目	
一般	筆記試験(教養試験、作文)、口述試験、適性検査及び身体検査
技能	筆記試験(小論文)、口述試験、適性検査及び身体検査

試験会場	
一般	都道府県ごと1か所以上で実施します。
技能	陸上 北海道札幌市、宮城県仙台市、東京都練馬区、兵庫県伊丹市、熊本県熊本市などで実施します。
	海上 大湊、横須賀、舞鶴、吳、佐世保の各地方隊警備区内で実施します。

## 5 教育訓練場所及び教育訓練招集部隊



## 6 教育訓練の一例

### ■ 予備自衛官補(一般)

3年以内に50日(A~Jタイプ)の教育訓練を実施

段階	第1段階 (5日間×4回)				第2段階 (5日間×4回)				第3段階 (5日間×2回)	
タイプ	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
精神教育・服務・体育										
科目	基本教練	戦闘訓練	野外勤務	格闘	野戦築城	通信	特殊武器防護	野外勤務	武器訓練及び射撃	戦闘訓練
特殊活動及び急救法										

### ■ 予備自衛官補(技能)

2年以内に10日(技1、技2)の教育訓練を実施

段階	第1段階 (5日間×1回)	第2段階 (5日間×1回)
タイプ	技1	技2
精神教育・服務・体育		
科目	基本教練	武器訓練及び射撃
	野外勤務	実弾射撃
		職務訓練
	特殊武器防護・野外衛生等	

## 7 さらなる飛躍も可能です!

### 一般公募予備自衛官から即応予備自衛官への任用について

概要	自衛官経験のない一般公募予備自衛官のうち即応予備自衛官への任用を志願する者に対し、所定の教育訓練を行ない基本特技を修得した者を即応予備自衛官に任用		
任用までの流れ	一般公募予備自衛官 基本特技付与のための教育訓練  <b>志願・選考</b> →  <b>【訓練招集部隊】指定された部隊</b> <b>【教育訓練期間】3年以内</b> ○最大20日間／年(5日間訓練を含む) ○やむを得ない場合は1年を超えない範囲内で延長可能		即応予備自衛官任用
	 <b>志願・選考</b> →  <b>【任用後】</b> <b>指定された部隊に配置</b>		

## 8 教育訓練等風景

教育部隊のある駐屯地に起居し、各回5日間連続して教育訓練に参加することになります。



●辞令書交付式



●基本教練



●格闘訓練



●戦闘訓練

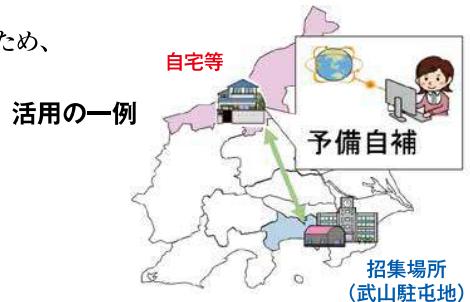
## 9 eラーニングの教育について

予備自衛官補(一般)の教育訓練招集による移動及び時間の効率化を図るため、インターネットサービスを活用した教育訓練招集を実施しております。

- 自宅等でいつでも軽易に受講可能
- 【メリット】 ○自宅と招集場所との移動の負担を軽減
- 約5日／50日の出頭を効率化

※招集訓練に出頭しないため、教育訓練招集手当の支給の対象とはなりません。

【新潟に居住する予備自衛の一例(イメージ)】



## 10 予備自衛官補の声

### About SDF Ready Reserve

#### 「私は私ができることを」

自衛隊栃木地方協力本部  
予備自衛官補

高橋 朋子



東日本大震災を経験し、自分の無力さと悔しさを感じました。本属を志していく友人達の傍ら、私は私ができることをやろう!と予備自衛官補を志願しました。

訓練は、非日常の連続!銃取り扱い(銃の重みは命の重み)、戦闘訓練(地面は友達!第5匍匐)、催涙剤(みんな号泣)、掩体構築(掘った地質は岩ばかり)、25km行進(気分転換のひとりひとりは5分で断念。飴は神様)。厳しい訓練も同期と励まし乗り越えられたことで、私の自信となりました。傍ら、本属の訓練を見ると、何時も有事に備えており、雨垂れ石を穿つの精神に毎度脱帽します。

私は普段警備業に従事しており、訓練に参加することでスキルアップにも繋がると快く送り出してくれる会社には本当に感謝しております。今後は、即応予備自衛官を目指し日々鍛成・招集訓練に励みながら、退職される自衛官の方への就職の窓口として活動ていきたいです。

最後に、いつも手厚く、時に厳しく、時にユーモア溢れたご指導をいただき、要員の方々には深く感謝を申し上げます。

# 企業の皆様方へ

To companies



## 1 お願い

予備自衛官等制度を円滑に運営するためには、企業等の皆様のご理解とご協力が不可欠です。国家防衛のために、あるいは地域社会のために、予備自衛官等が安んじて招集(教育)訓練に出頭できるようご配慮の程よろしくお願いします。

具体的には…

- 予備自衛官等が休暇等で招集(教育)訓練に出頭できるよう、ご配慮下さい。
- 予備自衛官等が心おきなく招集訓練等に出頭できるよう、留守間の業務調整にご配慮下さい。

## 2 予備自衛官等を雇用するメリット

1. 国を守ることへの貢献 我が国の防衛に貢献できる

2. 地域社会への貢献 災害派遣に参加させることにより、地域社会へ貢献

3. 企業のイメージアップ 自衛官らしく颯爽とした動きは、企業のイメージアップ

4. 職場の活性化 予備自衛官の存在は、職場の活性化に

5. 人材育成 自衛隊のノウハウは、会社での人材育成の参考になる

即応予備自衛官を雇用する企業様に対しては、雇用に伴う負担に報いるとともに、即応予備自衛官が安心して訓練及び災害等招集に出頭できる環境を整えて頂くため一定の支給要件が満たされれば、**即応予備自衛官雇用企業給付金**を給付できる制度を設けています。

【1人あたり月額】  
**42,500円**  
(年間**510,000円**)支給  
※年4回(3ヶ月分毎)に分けて振込で支給。  
※給付金は課税対象になります。

## 3 雇用企業主様等を対象とした部隊研修

予備自衛官等雇用企業主様等による部隊研修や訓練研修等を実施し、予備自衛官等制度に対する一層の理解及び協力の促進を図っております。



# 予備自衛官等雇用企業を支える各種制度

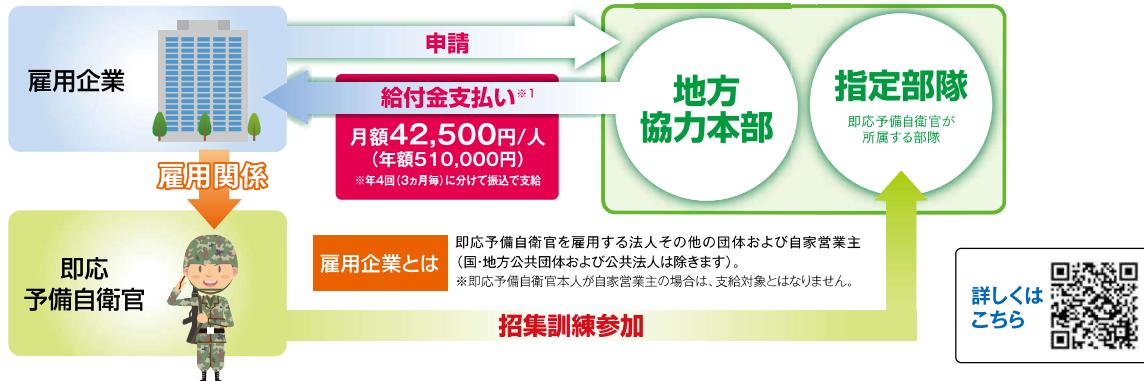
## 雇用時の支援

安心して  
雇用できる!



### 1 即応予備自衛官雇用企業給付金

即応予備自衛官が訓練および災害等招集にいつでも出頭できる環境を整えていただくために、雇用企業（即応予備自衛官を雇用する法人その他の団体および自家営業主）に給付金が支払われます。



#### 支給要件は？<sup>※2</sup>

- 即応予備自衛官との間に次のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
  - 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
  - 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
- 即応予備自衛官が募集訓練及び災害等招集に応じる期間を特別休暇、勤務免除扱いとする等の措置を講ずることによって、人事考課上等不利益な取扱をしないこと。
- 即応予備自衛官を雇用する企業等内において、即応予備自衛官制度等の周知に努めていただくこと。

※1: 申請を受けた月から、支払の対象となります。 ※2: 支給要件を満たなくなった場合には支給されません。

#### 支給要件の確認要領は？

- 支給要件を確認するため、申請時において所要の書類を提出していただきます。
  - 雇用保険被保険者証、雇用契約書、雇入通知書、就業規則又は賃金台帳等の写し
  - 休暇措置等を確認し得る書類又はその写し
- 地方協力本部担当者が、支給要件の確認をさせていただきます。

### 2 予備自衛官等協力事業所表示制度

企業の社会貢献を  
国が認定!



事業所が予備自衛官等の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定・称揚することで制度に対する社会的な关心・理解を深め、同制度の円滑な運営に資することを目的とした制度です。



#### 社会貢献による 企業イメージUP



#### 協力事業所の認定を受けるには

予備自衛官等協力事業所には、地本長認定協力事業所と大臣認定協力事業所の2種類があります。

##### ● 地本長認定協力事業所

申請のあった事業所の中から、即応予備自衛官、予備自衛官及び予備自衛官補の人数や継続的な任用、訓練参加への配慮を考慮し、地方協力本部長が認定します。認定は、即応予備自衛官又は予備自衛官が雇用されている事業所（1任期目の予備自衛官が1人のみ雇用されている事業所を除きます）から行います。

##### ● 大臣認定協力事業所

地本長認定協力事業所の中から、国の防衛への協力において顕著な功績があると認められる事業所について、地方協力本部長の推薦により、防衛大臣が認定します。

#### 認定の有効期間、延長、失効及び取消しについて

##### ● 認定の有効期間

予備自衛官等協力事業所の有効期間は、3年となります。有効期間が満了する前に予備自衛官等の雇用状況を確認し、基準を満たしている場合には、有効期間は満了日の翌日から3年延長されます。

##### ● 認定の失効

認定の有効期間が延長されなかった場合には、当該認定は有効期間の末尾の翌日にその効力を失います。

※有効期間の猶予期間について

有効期間満了前の確認により協力事業所としての基準が満たされていない場合、失効までに1年間の猶予期間を設けています。猶予期間が満了する際に、再度雇用状況等を確認し、予備自衛官等協力事業所としての基準が満たされていた場合には、遡って認定が延長されます。

##### ● 認定の取消し

虚偽の申請により認定がなされていたときなど予備自衛官等協力事業所として認定することが適当でないと認められるときには、認定を取り消します。

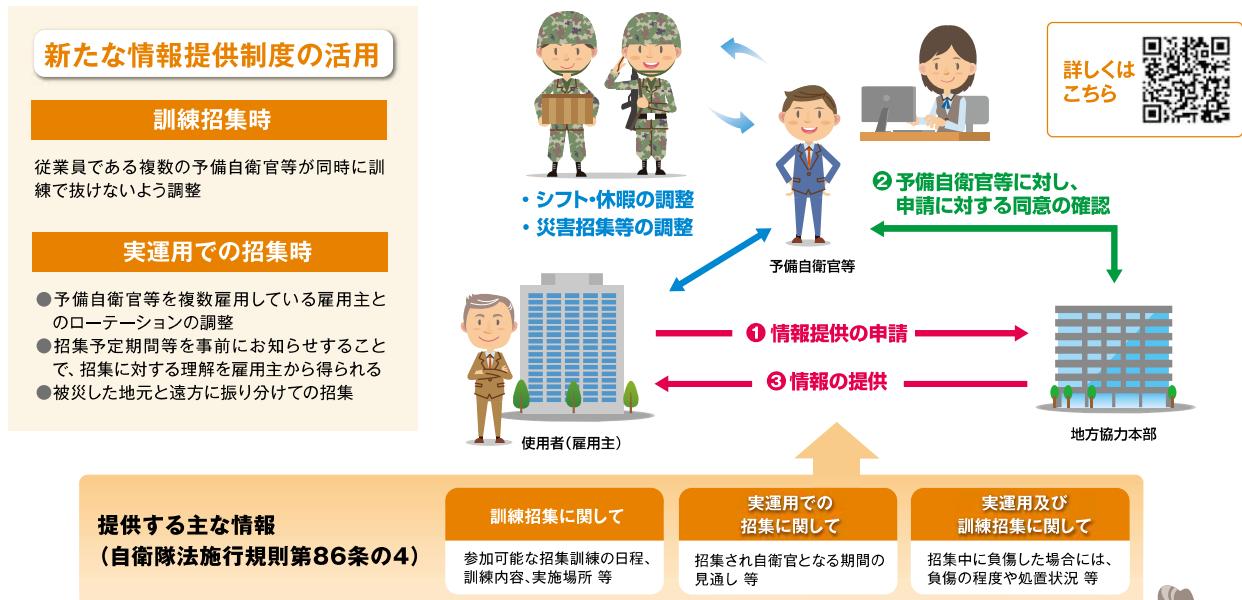
# 平常時の支援

いつ招集?  
期間は?

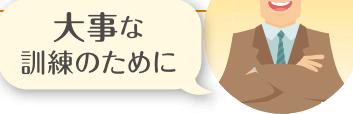


## ① 雇用主に対する情報提供制度

予備自衛官または即応予備自衛官である者の雇用主の理解と協力を得ることを目的とし、防衛省・自衛隊から雇用主に対し、その被用者である予備自衛官等に係る訓練招集の予定期間その他の情報を提供する制度です。



## ② 即応予備自衛官育成協力企業給付金



自衛官未経験である予備自衛官（以下「一般公募予備自衛官」という。）が、即応予備自衛官に任用されるためには、即応予備自衛官として必要な知識・技能を修得するため、所要の訓練（「軽火器」36日間、「迫撃砲」39日間、最短で2年間）が必要となります。そのため通常の予備自衛官に比べ、平素の勤務先を離れる日数が増えることから、雇用企業の理解及び協力に資する給付金制度です。



1 支給対象者 一般公募予備自衛官を雇用する法人その他の団体及び個人事業主  
(国・地方公共団体、公共法人及び一般公募予備自衛官本人が個人事業主である場合は除く。)

2 支給要件 ①一般公募予備自衛官との間に次の事項のいずれにも該当する雇用関係を有していること。  
・1週間の所定労働時間が30時間以上であること。  
・申請時において、1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。  
②一般公募予備自衛官が訓練招集等に応じる期間を、特別休暇、勤務免除扱いとする等、労働協約又は就業規則等により措置することによって、不利益な取扱いをしないことが明らかであること。

③雇用企業内において予備自衛官及び即応予備自衛官制度等の周知に努めること。

④一般公募予備自衛官が、即応予備自衛官に任用されたときに雇用関係を有すること。

※ 基本特技「軽火器」又は「迫撃砲」の取得が必要

3 支給金額 560,000円(一括支給)

# 募集時の支援

もしもの時の  
負担をサポート



## 雇用企業協力確保給付金

予備自衛官または即応予備自衛官が、防衛出動・国民保護等派遣、災害派遣等に招集されたことで、平素の勤務先を離れるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を支給します。

### 給付対象となるケース①

#### 防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等のため招集に応じ平素の勤務先を離れた場合

予備自衛官又は即応予備自衛官である従業員が10日間招集された場合（就業規則における休日は除く）

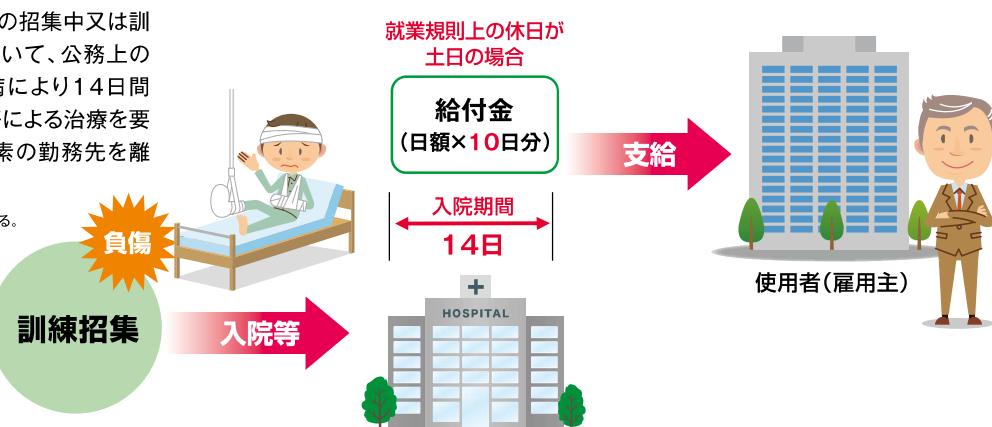


### 給付対象となるケース②

#### 招集中における公務上の負傷又は疾病により平素の勤務先を離れた場合

上記①のための招集中又は訓練招集中において、公務上の負傷又は疾病により14日間（※）の入院等による治療をするため、平素の勤務先を離れた場合

（※）上限を90日とする。



### 給付額

予備自衛官等である従業員が、平素の勤務先における事業に従事することができなかった日数

× 日額 34,000円

※就業規則における休日は除く。

### 支給対象者について

予備自衛官又は即応予備自衛官を雇用する法人その他団体及び個人事業主（国、地方公共団体及び公共団体は除く）

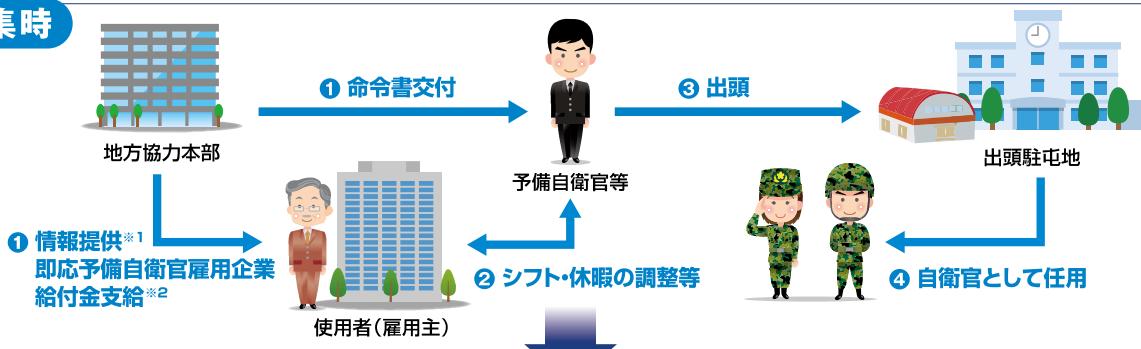
※ 予備自衛官又は即応予備自衛官が個人事業主の場合は、支給対象とはなりません。

詳しくは  
こちら



# 実運用での招集のイメージ

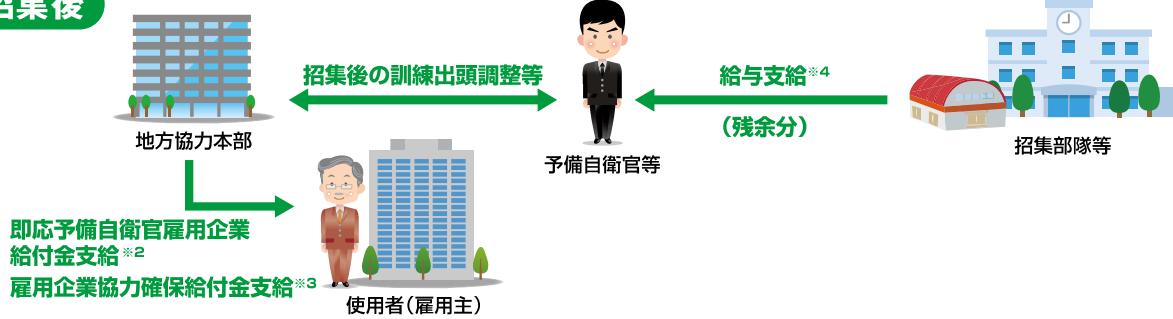
## 招集時



## 招集間



## 招集後



※1 招集に関する情報を受けたためには、事前に情報提供制度への申請が必要です。  
 ※2 即応予備自衛官雇用企業給付金の支給を受けるためには、被雇用者が即応予備自衛官であり、かつ、事前に支給の申請が必要です。  
 ※3 雇用企業協力確保給付金の支給を受けるためには、事前に支給の申請が必要です。  
 ※4 実運用での招集間の給与は、自衛官としての給与が支給されます。適切な給与算定のためには、在職証明書等の提出が必要です。

## 4 地本長認定協力事業所の声

About SDF Ready Reserve

### 「地本長認定協力事業所を受けて」

有限会社ガードシステム 代表取締役

丹 信雄 様



この度、予備自衛官等制度への協力について高い評価をいただき、地本長認定協力事業所の認定を賜りました。

弊社は、交通誘導、施設警備などの警備業を行う会社として、平成10年創業以来、北海道函館市及び近郊において、工事現場や駐車場などの交通誘導警備業務を約40名の従業員で担っております。

警備業は職務の特性上、体力面はもちろんのこと、高い規律心や旺盛な責任感が必須となります。弊社には即応予備自衛官が1名在籍しておりますが、彼は規律正しく、責任感と体力を兼ね備えており、自衛隊で培われた能力を十分に発揮し、弊社に大きく貢献していただいております。今後も、引き続き仕事と訓練を両立できる環境を整える等会社として協力し、予備自衛官等制度の普及促進、雇用拡大を応援していく次第です。

最後に、地本長認定協力事業所の認定を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

# 自衛隊地方協力本部所在一覧

地方協力本部	郵便番号	所在地	電話番号	WEBサイト
札幌	060-8542	札幌市中央区北4条西15丁目1	011(631)5474	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/">https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/</a>
函館	042-0934	函館市広野町6-25	0138(53)6241	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/">https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/</a>
旭川	070-0902	旭川市春光町国有無番地	0166(59)1002	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/</a>
帯広	080-0024	帯広市西14条南14丁目4	0155(27)0822	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/">https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/</a>
青森	030-0861	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F	017(776)1594	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/aomori/">https://www.mod.go.jp/pco/aomori/</a>
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号盛岡合同庁舎2F	019(623)3236	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/iwate/">https://www.mod.go.jp/pco/iwate/</a>
宮城	983-0842	仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F	022(295)2611	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/">https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/</a>
秋田	010-0951	秋田市山王4丁目3-34	018(823)5404	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/akita/">https://www.mod.go.jp/pco/akita/</a>
山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1-2F	023(622)0711	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/">https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/</a>
福島	960-8162	福島市南町86	024(546)1920	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/">https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/</a>
茨城	310-0011	水戸市三の丸3丁目11-9	029(231)3317	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/">https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/</a>
栃木	320-0043	宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F	028(634)3385	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/">https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/</a>
群馬	371-0805	前橋市南町3丁目64-12	027(221)4471	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/gunma/">https://www.mod.go.jp/pco/gunma/</a>
埼玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F	048(831)6043	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/saitama/">https://www.mod.go.jp/pco/saitama/</a>
千葉	263-0021	千葉市稻毛区轟町1丁目1-17	043(251)7151	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/chiba/">https://www.mod.go.jp/pco/chiba/</a>
東京	162-8850	新宿区市谷本村町10-1	03(3235)5560	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/">https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/</a>
神奈川	231-0023	横浜市中区山下町253-2	045(662)9475	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/</a>
新潟	950-8627	新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F	025(285)0515	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/niigata/">https://www.mod.go.jp/pco/niigata/</a>
山梨	400-0031	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府地方合同庁舎2F	055(253)1591	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/</a>
長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F	026(233)2108	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagano/">https://www.mod.go.jp/pco/nagano/</a>
静岡	420-0821	静岡市葵区袖木366	054(261)3151	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/</a>
富山	930-0856	富山市牛島新町6-24	076(441)3271	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/toyama/">https://www.mod.go.jp/pco/toyama/</a>
石川	921-8506	金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎内3F	076(291)6215	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/</a>
福井	910-0019	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F	0776(23)1910	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukui/">https://www.mod.go.jp/pco/fukui/</a>
岐阜	502-0817	岐阜市長良福光2675-3	058(232)5191	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/gifu/">https://www.mod.go.jp/pco/gifu/</a>
愛知	454-0003	名古屋市中川区松重町3-41	052(331)6266	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/aichi/">https://www.mod.go.jp/pco/aichi/</a>
三重	514-0003	津市桜橋1丁目91	059(225)0531	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/mie/">https://www.mod.go.jp/pco/mie/</a>
滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F	077(524)6446	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/shiga/">https://www.mod.go.jp/pco/shiga/</a>
京都	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F	075(803)0820	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/</a>
大阪	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎2号館3F	06(6942)0679	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/osaka/">https://www.mod.go.jp/pco/osaka/</a>
兵庫	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F	078(261)9779	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/">https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/</a>
奈良	630-8301	奈良市高畠町552 奈良第2地方合同庁舎1F	0742(23)7001	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nara/">https://www.mod.go.jp/pco/nara/</a>
和歌山	640-8287	和歌山市築港1丁目14-6	073(422)5116	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/">https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/</a>
鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F	0857(23)2251	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tottori/">https://www.mod.go.jp/pco/tottori/</a>
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F	0852(21)0015	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/shimane/">https://www.mod.go.jp/pco/shimane/</a>
岡山	700-8517	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F	086(226)0361	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/okayama/">https://www.mod.go.jp/pco/okayama/</a>
広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F	082(221)2957	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/">https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/</a>
山口	753-0092	山口市八幡馬場814	083(922)2325	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/</a>
徳島	770-0941	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F	088(623)2220	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/">https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/</a>
香川	760-0062	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F	087(823)9206	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/</a>
愛媛	790-0003	松山市三番町8丁目352-1	089(941)8381	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ehime/">https://www.mod.go.jp/pco/ehime/</a>
高知	780-0061	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	088(822)6128	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kochi/">https://www.mod.go.jp/pco/kochi/</a>
福岡	812-0878	福岡市博多区竹丘町1丁目12番	092(584)1881	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/</a>
佐賀	840-0047	佐賀市与賀町2-18	0952(24)2291	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/saga/">https://www.mod.go.jp/pco/saga/</a>
長崎	850-0862	長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎2F	095(826)8844	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/">https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/</a>
大分	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎内	097(536)6271	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/oita/">https://www.mod.go.jp/pco/oita/</a>
熊本	860-0047	熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F	096(297)2050	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/</a>
宮崎	880-0901	宮崎市東大淀2丁目1-39	0985(53)2643	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/">https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/</a>
鹿児島	890-8541	鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第2地方合同庁舎1F	099(253)8920	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/">https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/</a>
沖縄	900-0016	那覇市前島3丁目24-3-1	098(866)5457	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/">https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/</a>

※予備自衛官等制度でご不明な点は、最寄りの自衛隊地方協力本部へお問い合わせください。また、「予備自衛官等制度ウェブサイト」も是非ご覧下さい。



# この国の 未来を守る 協力。

企業のCSR向上にも!

## JAPAN SELF-DEFENSE FORCE RESERVE



防衛省・自衛隊では、即応予備自衛官・予備自衛官・予備自衛官補を募集しています。



スマートフォンで  
いますぐアクセス



予備自衛官  
即応予備自衛官  
予備自衛官補

